

J R車体利用広告における第3者広告設置基準の緩和について

1 J R車体利用広告の第3者広告の設置基準について

H11. 4 ~	(屋外広告物条例全部改正) 第3者広告の掲出は認めず
H14. 4. 1 ~	(H14. 1. 25 審議会での審議を経て) 車体両側面にそれぞれ2個以内で1個あたり0.7㎡以下

(今回の要望)



車体両側面にそれぞれ6個以内で1個あたり縦0.99m 横0.66m 以下

2 要望理由

- ・経営改善のため、広告の売上を拡大したい。

3 J R側の状況（聴取）

- ・エアポートの車両への掲出を想定。
- ・現在の基準では、なかなか広告を出してもらえないのが現状。広告掲出の機会を増やしたいと考えている。
- ・エアポート車両にある、緑（青）ライン自体がラッピングフィルムであり、それを剥がして広告を掲出することはJ R車両部から止められているため、当該ラインに影響が出ないようなポスター型広告の掲出を想定している。
- ・縦0.99m 横0.66m という数値は、J R北海道側で定めている広告物の大きさの基準。
- ・全面ラッピングは需要や費用、準備期間等の事情により、自家用広告以外で実施することがないため、要望には入れていない。

4 平成14年に第3者広告の一部掲出を認めた理由

- ・大きさを考えると、走行中はほとんど視認できないと考えられる。
- ・北海道の条例では、車体利用広告自体の全てが適用除外となり、自由に掲出可能。
- ・京都市以外に線路内を禁止区域にしている都市がない。
(※なお、現在は京都市もJ R等の車体への広告物の掲出を可としている)

5 JRの要望に対する本市の見解

- ・今回の要望基準においても、従来と同様に、走行中はほとんど視認できないと思われ、景観への影響もほぼないのではと考えられる。
- ・北海道の条例は、現在も車体利用広告自体の全てが適用除外となっており、整合性の観点では依然、大きな開きがある。また、今回のJRの要望を認めた場合においても、本市のJRへの掲出許可基準が全国的に最も厳しい水準を維持している。
- ・今回のJRの要望を認めた場合においても、本市のバスや市電の一部広告と比較して基準が緩いとは判断されない。



当該要望に対して、認められないとする理由に欠けるのではないか。

6 今回の要望に対する改正（案）

- ・JR側の要望を認め、設置基準の緩和を認める。ただし、JR側で定めている広告基準である「縦0.99m 横0.66m」は今後変わる可能性がある（※）ため、現行制度で認めている0.7㎡の数値をそのまま生かし、

車体両側面にそれぞれ6個以内で1個あたり0.7㎡以下で認めることといたしたい。

※平成14年時の設置基準改正要望時にJRから出された資料におけるポスターサイズは「縦0.85m 横0.75m」となっていた。

- ・掲出面積が増えることから、本市の「車体全面広告ガイドライン」を参考に、文字による表示を極力減らした車体広告らしいデザインのものになるよう、JRに対し自主的な取組を促したい。

7 本市の車体利用広告（第3者広告）の制度比較（JR・バス・市電）

別紙1のとおり

8 政令市及び北海道・東京都のJR車体利用広告（第3者広告）

別紙2のとおり

本市の車体利用広告（第3者広告）の制度比較（JR・バス・市電の側面部）

	J R	バス	市電
車体の側面積 (A)	54.5 m ²	23.2 m ²	32.8 m ²
側面部への 広告掲出基準 (B)	0.7 m ² × 2 個 =1.4 m ² (現行) ↓ 0.7 m ² × 6 個 =4.2 m ² (改正後)	縦0.6m 横1.5m × 2 個 =1.8 m ²	縦0.6m × 横1.2m × 2 個 =1.44 m ²
車体の側面積 に対する広告 の面積比 (B/A)	2.6% (現行) ↓ 7.7% (改正後)	7.8%	4.4%

※参考

全 面	×	○ (要デザイン審査)	○ (要デザイン審査)
前	×	×	0.2m × 1.3m × 1 個 =0.26 m ²
後	×	縦0.45m 横0.6m × 1 個 縦0.2m 横1.2m × 1 個 =0.51 m ²	縦0.2m × 横1.3m × 1 個 =0.26 m ²

政令市及び北海道・東京都のJR車体利用広告（第3者広告）の掲出基準

都市名	一部利用広告	1車両あたりの 合計面積（側面 部）	全面利用広告
札幌市	0.7 m ² ×左右各2個（現行） ↓ 0.7 m ² ×左右各6個（改正後）	2.8 m ² （現行） ↓ 8.4 m ² （改正後）	×
北海道	屋外広告物の対象外		
仙台市	1編成あたり合計40 m ²	20 m ² （※1）	×
新潟市	屋外広告物の対象外		
さいたま市	屋外広告物の対象外		
川崎市	1面積の1/10	11 m ² （※2）	○（要自主審査）
千葉市	総面積の3/10（要事前協議）	45 m ² （※3）	×
東京都	1面積の1/10	11 m ² （※2）	×
横浜市	1面積の1/10	11 m ² （※2）	○（要審査）
相模原市	縦0.6m横3m×左右各1個 縦0.6m横1m×後部1個 または、 1面積の1/10（要デザイン自主審査）	4.2 m ² または 11 m ² （※2）	×
静岡市	縦0.41m横0.25m×前後部各1個 縦0.45m横0.6m×左右各2個	1.3 m ²	○
浜松市	縦0.41m横0.25m×前後部各1個 縦0.45m横0.6m×左右各2個	1.3 m ²	○
名古屋市	1面積の1/3	50 m ² （※3）	×
京都市	15 m ² （左右各2個（合計5個））	15 m ²	○（要審査）
大阪市	基準なし（許可申請は必要）		
堺市	基準なし（許可申請は必要）		
神戸市	総面積の1/3	50 m ² （※3）	×
岡山市	屋外広告物の対象外		
広島市	1側面4 m ² （4個）	8 m ²	×
北九州市	1側面4 m ² （2個） または車体の表面積の3/10（要審査）	8 m ² または45 m ²	×
福岡市	基準なし（許可申請は必要）		
熊本市	1面積の1/10	11 m ² （※2）	×

注) 仙台市以外はすべて1車両あたりの基準

※1 仙台空港アクセス線（2両編成）の場合

※2 車体の1側面を55 m²と仮定した場合※3 車体の1両総面積（底面部除く）を150 m²と仮定した場合